（三）　国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、1,940億円であり、前年度に比し、420億円（17.8％）減少している。その内訳は、第13表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第14表のとおりである。

第13表　国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

（単位　百万円）

区分	令和８年度(A)			令和７年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	64	64	129	390	390	780	△ 326	△ 326	△ 651
河川等災害復旧事業費補助	11,589	334	11,923	7,488	221	7,709	4,101	113	4,214
社会資本整備総合交付金	1,330	1,243	2,573	25,981	22,679	48,660	△24,651	△21,436	△46,087
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	4,399	－	4,399	1,141	－	1,141	3,258	－	3,258
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	606	303	909	1,072	486	1,558	△ 466	△ 183	△ 649
福島再生加速化交付金	59,062	18,280	77,342	59,937	18,217	78,154	△ 875	63	△ 812
災害公営住宅等家賃対策補助	20,895	7,958	28,853	22,397	6,417	28,814	△ 1,502	1,541	39
その他	57,260	10,570	67,830	54,728	14,441	69,169	2,532	△ 3,871	△ 1,339
合計	155,205	38,753	193,958	173,134	62,851	235,985	△17,929	△24,098	△42,027

（注）　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第14表　地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

１　総　括　表

（単位　百万円）

区分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	21,915	9,738	31,653
地方財政法第10条の２関係経費	2,185	1,926	4,111
地方財政法第10条の３関係経費	12,142	375	12,517
地方財政法第34条関係経費	－	－	－
総計	36,242	12,039	48,281

２　内　訳　表

（単位　百万円）

地方財政法 条	地方財政法 号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	864	1,728	2,592
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	－	－	－
	4	生活保護に要する経費	－	－	－
	5	感染症の予防に要する経費	－	－	－
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	－	－	－
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	－	－	－
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	－	－	－
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	－	－	－
	10	女性相談支援センターに要する経費	－	－	－
	11	知的障害者の援護に要する経費	－	－	－
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費	－	－	－
	15	児童手当に要する経費	－	－	－